

今月のテーマ

社会福祉法人制度の見直し

■法案が国会に提出

今、社会福祉法人（以下、社福法人）の制度改革が狙われています。これまで、社福法人が「余裕財産（いわゆる内部留保）」をためこみ、理事長による私物化が行われていたと大手マスコミを利用した世論誘導がされてきました。その流れのなかで、2015年4月3日、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、即日第189回通常国会に提出されました。

この改革は、2000年に始まった社会福祉事業の規制改革と市場化の流れと一体にあります。

同法案は、社福法人の「公益性」を高める改革だと言いますが、「地域公益活動」の義務化を

強制し、営利企業とのイコールフットリング（社福法人と他の法人との垣根をなくすこと）を強調するものとなっています。今回の改革の問題点について考えます。

■問題点① 「地域公益活動」の法的義務化

ひとつは、社福法人に本来の社会福祉事業以外である生活困窮者対策などの「地域公益活動」の実施を義務づけることです。その活動費用には、社福法人の「余裕財産」を充てるとしています。

ここでいわれる「余裕財産」の定義はあいまいです。また、そもそも社福法人が「余裕財産」をためこんでいるケースはごく稀です。仮にためこんでいたとしても、それは障害者や子どものため

の事業目的に使用されるべきでしょう。

「地域公益活動」が義務化されると、すべての法人がその分の予算を捻出せざるをえなくなり、また、ただでさえ事業運営に苦勞している社福法人が利用者のために必要な予算を使えなくなり、労働者のさらなる待遇悪化をまねくこととなります。

本来、生活困窮者などへの対応は、生活保護などの社会保障制度を充実・整備し、公的責任においてとりにくまれるべきです。公的責任を棚に上げて、既存の社会保障・福祉予算を抑制しつつ、社福法人に責任を押しつけるものになっています。

■問題点② 営利企業の参入をうながす

株式会社等の営利事業者が福祉市場に参入しやすくなるように、社福法人の優遇措置を取り消し課税対象とするなどのイコールフットリングを図ろうとしています。社会福祉事業は非営利が前提で、利用者の生活と人権を守る事業で、一方、企業は利潤をより大きく得ることがその存在理由です。今回の制度改革では、「公正な競争」として、営利企業の福祉事

業への参入をうながすためにさまざまな規制を取り払おうとしています。

営利を目的とする企業は利潤がでなければ、事業から撤退をします。困難な事例ほど福祉サービスを受けられない事態が生み出されます。

■福祉現場の声から

2月12日に「社会福祉事業のあり方情勢学習・行動集会」が開催されました。そこでは、現場の実態についての報告がされました。「社福法人財政の人員費率は、7割ほど。営利企業は5割。一生懸命に利用者のためにがんばって経営をしている社福法人ほど今回の改正で苦しくなる」（事業者）。

「福祉労働者の労働条件は、全産業と比べて賃金は10万円ほど低く、勤続年数も半分程度。この先、ずっと働いていけるか不安を感じている人が増えている」（労働者）。

「入所施設が足りず、親亡き後の子どもの生活をどう保障するかが課題になっている。施設をつくらうと思えば自分たちで用意する部分が大きく、「余裕財産」などはない。このまま改正されたら制度としての形は残っても福祉の中



▲2月12日、13日に行われた「社会福祉事業のあり方情勢学習・行動集会」

身はなくなるのではないか」（保護者）。

また、障害のある息子さんがいるお母さんからは次のような発言がありました。

「障害者の家族は、非常に長い人生をとくに寄り添って、親亡き後を考え、ずっと生きてきています。私はもうすぐ70歳になります。母に定年はありません。将来のことを思って、体力、気力、お金も残そうと思っています。しかし、家族だけでは子どもを

守っていきません。作業所も施設もいっぱいだったとき、私は、思いのある社福法人に巡り会えました。それはすごく幸運でした。この法人に出会っていなかったら、どうなっていたかわかりません。どこの施設にも入れず、将来が不安なとき、営利企業が運営する事業所でも入りたいと思う親はたくさんいると思います。助けてほしいという親はたくさんいます。だからこそ、思いのある社福法人をつぶさないでほしい。今でも職員が大変で利用者もたくさんいるのに、社福法人の公益事業の義務化や市場化でもっと大変になることが許せません」。

今回の社会福祉法の改正案は、多くの社会福祉事業に関わる当事者の声を無視し、社会福祉事業の後退をまねくものとなっています。

※より詳しく学ぶために

『非営利に基づく本来の社会福祉事業を取り戻そう！』社会福祉事業のあり方検討会
お問い合わせ：日本障害者センター
TEL: 03-3207-5621
*以下の資料は本書より抜粋

黒川真友（くろかわ まこと）

『みんなのねがい』編集部

社会福祉法人制度の見直しに対する私たちの10の意見

- ① 社会福祉法人制度の見直しは憲法第25条に基づき行い、障害児者福祉に関わる社会福祉事業は障害者権利条約を、児童に関わる社会福祉事業は子どもの権利条約を遵守すること
- ② 営利事業者が参入する場合は、参入営利事業者に対し社会福祉法人と同様の規制を行うべきである
- ③ 国の責務を社会福祉法人へ転嫁する「公益的な活動（社会貢献）の義務化」には反対、「今日的諸問題（ニーズ）」は公的制度の拡充で対応すべきである
- ④ 厚労省は社会福祉法人の内部留保についての定義を示し、見解を明らかにすること
- ⑤ 事業における人員配置と設置面積等の基準を見直し、利用者の人権と福祉労働者の賃金・労働条件を守る社会福祉事業にすること
- ⑥ 生存権保障のためには、社会福祉法人を社会福祉制度と福祉サービスの供給主体、両方のセーフティネットとするのではなく、公費による社会福祉制度と社会福祉事業の拡充をすすめるべきである
- ⑦ 規制改革会議等が求める社会福祉事業の経営主体間の「イコールフィッティング」の要求には反対する
- ⑧ 社会福祉事業に必要なのは非営利ホールディングカンパニー型法人制度（新型法人）ではなく、地域に存在する小規模法人も含め、規模にかかわらず安定した運営ができる制度にすること
- ⑨ 「障害者や子どもを含む地域のすべての住民のための仕組み」の地域包括ケアシステムはすべて公費で行うこと
- ⑩ 財源は、OECD加盟国の平均値並み（対GDP比）の水準を確保すること
2014年9月30日に厚生労働大臣に提出

社会福祉法人に関する国の見解

<h4>I 社会福祉法人制度の概要</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人 ○行政からのサービス実施（措置）の受託者として機能機能 ○公の支配に属する法人 ○所轄庁の監督の下、補助金や税制優遇を受ける一方、事業の範囲等は制限 	<h4>III 社会福祉法人の課題</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域ニーズへの不十分な対応（先駆的・開拓的な地域貢献の取組は一部のみに） 2. 財務状況の不透明さ（財務諸表の国民一般への公表が不十分） 3. ガバナンスの欠如（一部の理事長による法人の私物化など） 4. いわゆる内部留保（使途の不明確さ） 5. 他主体との公平性（イコールフットリング）
<h4>II 制度を取り巻く状況の変化</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会情勢・地域社会の変化（高齢単身世帯の増、若年層の孤立など） 2. 社会福祉制度の変化（利用制度への転換、サービス提供体制の多元化等） 3. 公益法人制度の変化 4. 最近の社会福祉法人への主な指摘（いわゆる内部留保批判、規制改革会議等の議論など） 	<h4>IV 社会福祉法人の今日的な役割</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉制度のセーフティネットとしての役割（制度の狭間、市場原理のみでは満たされないニーズへの対応など） 2. 指図事業を実施する役割 3. 地域における公的法人としての役割の再認識（地域のまちづくりの中核的役割）

社会保障審議会 福祉部会「地域公益活動」についての考え方(まとめ)

- （2014年10月時点）
- 「地域公益活動」に係る責務
- ① 「地域公益活動」（直接費用の支出を伴わないものを含む。）を実施することをすべての社会福祉法人の責務として法律上位置付ける。
 - ② 「地域公益活動」の実施状況を公表することを法律上明記する。
 - ③ 再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用して地域の福祉ニーズを踏まえた「地域公益活動」を計画的に実施することとし、その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下することとする。その際、公益的な見地から地域の福祉ニーズを把握する枠組みを整備する。